

別紙

《開示請求の内容》

- 1 入札公告第○号（令和○年○月○日付け東京都公報特定調達公告版第○号入札公告○○の買入れ、以下「旧公告」という。）に係る一般競争入札が、入札参加資格の確認期限である同年○月○日後、同年○月○日○時○分に「仕様内容に見直しが生じたため。」という理由で中止された経緯に関し、変更中止決定に関する起案や中止決定の理由（仕様内容に見直しが生じる契機、具体的な理由、仕様内容のうちどの部分の見直しを要したのかなど）を示す連絡を含む、一切の公文書（令和○年○月○日から旧公告上の入札期限であった同年○月○日までに作成されたもの。）
- 2 旧公告に基づき配布された仕様書（以下「旧仕様書」という。）のうち、「○○」、「○○」、「○○」という条件を定めるに至った経緯が分かる一切の公文書
- 3 旧公告後、警視庁が○○の買入れに関する新たな入札公告を行うための仕様書の条件決定に向け、警視庁○○隊の作成に係る「○○仕様書」と題する仕様書案のうち、旧仕様書からの変更点に関し、警視庁○○隊及び警視庁総務部用度課を含む、旧公告による入札に関する関連部署等が両条件に関して行った検討、協議、連絡、判断及びその際に裏付けとして使用されたデータその他の説明資料に関する一切の公文書

《決定》

一部開示決定

《不開示理由》

○一部開示決定 1

1 公文書の件名

(1) 契約の取下げについて

ア 令和○年○月○日付通知 (○. ○) 第○号

イ 令和○年○月○日付通知 (○. ○) 第○号 (決裁欄が課長のもの)

ウ 令和○年○月○日付通知 (○. ○) 第○号 (決裁欄が用度課長のもの)

(2) ○○入札延期に伴う懸案事項 (○○隊作成、作成日令和○年○月○日、「参考」を含む)。

2 不開示部分及び不開示とした理由

不開示部分	不開示理由
・上記(1)の「5 契約目途額」 ・上記(2)のうち、「2 入札延期に伴う各社からの問い合わせ事項について (想定)」、「3 仕様書の変更点 (案)」の新仕様の記載部分及び「参考」の「1. ○○変更理由について」の不開示とした部分	【東京都情報公開条例第7条第6号】 公にすることにより、今後、反復継続して行われる同種契約の予定価格等の厳格管理情報が明らかとなり、又は高い精度で推測されるなど、契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
「警察職員の印影 (管理職を除く。）」、「警察電話の内線番号」及び上記以外の不開示とした部分	【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、○○部が保有する○○の性能等が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者の不法行為や対抗措置を講じることが容易になるなど、犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	【東京都情報公開条例第7条第6号】 公にすることにより、○○部が保有する○○の性能等が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者による不法行為等を容易にするなど、効果的な○○警察の運営及び活動が阻害され、○○警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

○一部開示決定 2

1 公文書の件名

(1) 電子メール

ア 件名：特定調達契約に係る苦情処理手続き等について、送信日時：○年○月○日○曜日○：○

イ 件名：○○の再発注手続きについて、送信日時：○年○月○日○曜日○：○

ウ 件名：RE：○○の再発注手続きについて、送信日時：○年○月○日○曜日○：○

エ 件名：RE：○○の再発注手続きについて、送信日時：○年○月○日○曜日○：○

オ 件名：RE：○○の再発注手続きについて、送信日時：○年○月○日○曜日○：○

カ 件名：RE：○○の再発注手続きについて、送信日時：○年○月○日○曜日○：○

(2) 契約調整係メモ（作成日令和○年○月○日、件名：○○買入契約の仕様書に関する財務局との協議結果）

(3) 報告メモ【積算入札係】（作成日令和○年○月○日、件名：○○の買入れについて）

(4) 契約の取下げについて（令和○年○月○日付通知（○. ○）第○号）

(5) ○○入札延期に伴う懸案事項（○○隊作成、作成日令和○年○月○日、「参考」資料を含む。）

2 不開示部分及び不開示とした理由

不開示部分	不開示理由
<ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)及び(2)のうち、厳格管理情報に係る部分 ・上記(3)の不開示とした部分（「11 財務局見解」及び「12 ○○部見解」を除く。） ・上記(4)の「5 契約目途額」 ・上記(5)のうち、「2 入札延期に伴う各社からの問い合わせ事項について（想定）」、「3 仕様書の変更点（案）」の新仕様の記載部分及び「参考」の「1. ○○変更理由について」の不開示とした部分 	<p>【東京都情報公開条例第7条第6号】</p> <p>公にすることにより、今後、反復継続して行われる同種契約の予定価格等の厳格管理情報が明らかとなり、又は高い精度で推測されるなど、契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)及び(2)の不開示とした部分（厳格管理情報に係る部分を除く。） ・上記(3)のうち、「11 財務局見解」及び「12 ○○部見解」の不開示とした部分 	<p>【東京都情報公開条例第7条第6号】</p> <p>○○の契約に係る評価又は判断等に関する情報であり、公にすることにより、契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<p>上記(5)のうち、「3 仕様書の変更点（案）」の旧仕様の記載部分及び「参考」の「2. ○○変更の理由」の不開示とした部分</p>	<p>【東京都情報公開条例第7条第4号】</p> <p>公にすることにより、○○部が保有する○○の性能等が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者の不法行為や対抗措置を講じることが容易になるなど、犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p>
	<p>【東京都情報公開条例第7条第6号】</p> <p>公にすることにより、○○部が保有する○○の性能等が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者による不法行為等を容易にするなど、効果的な○○警察の運営及び活動が阻害され、○○警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>

(処理経過)

令和7年8月1日	開示請求書を收受
令和7年8月12日	開示決定等期間の延長を通知
令和7年9月30日	公文書の一部開示を決定し、通知
令和7年11月19日	審査請求書を收受
令和8年3月12日	諮問書を收受